






説明資料
(企業情報の開示のあり方に関する検討)

金融審議会総会
令和3年6月25日

サステナビリティに関する開示を巡る国際的な動き

- 国内外でサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)に関する開示の充実に向けた取組みが進められている
- G7などの国際会議においても、サステナビリティに関する開示の議論が行われている

国内外の開示に係る対応	 日本	<ul style="list-style-type: none">● 2021年6月、プライム市場の上場企業に対し、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実を求めるコーポレートガバナンス・コードの改訂を実施
	 米国	<ul style="list-style-type: none">● 2021年3月、米証券取引委員会(SEC)は、気候変動開示に関する現行ルールを見直すための意見募集を実施(コメント期限:6月13日)
	 英国	<ul style="list-style-type: none">● 2020年11月、英財務省は、TCFDに沿った開示の義務化に向けた今後5年間のロードマップを公表● 2021年1月、ロンドン証券取引所プレミアム市場の上場企業に対し、コンプライ・オア・エクスプレインベースでTCFDに沿った開示を要求(同年6月、対象をスタンダード市場の上場企業にも拡大する市中協議を実施(コメント期限:9月10日。2022年1月1日以降開始する会計年度から適用開始予定))。2021年3月、上場企業及び大企業に対し、気候変動開示を義務付ける会社法改正に係る市中協議を実施(コメント期限:5月5日。2022年4月6日以降開始する会計年度から適用開始予定)
	 EU	<ul style="list-style-type: none">● 2021年4月、欧州委員会(EC)は、上場企業及び大企業に対し、サステナビリティ情報の開示を要求する企業サステナビリティ報告指令案を公表(2023会計年度から適用開始予定) <p>(※)開示要件の詳細については、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が2022年半ばまでに基準を策定予定</p>
基準設定主体	 IFRS財団	<ul style="list-style-type: none">● 2021年4月、IFRS財団は、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定する基準設定主体の設置に向けた市中協議を実施(コメント期限:7月29日)。同年11月のCOP26前に基準設定主体についての最終決定を行う予定
国際会議	G7首脳コミュニケ(2021年6月)抜粋	
	<ul style="list-style-type: none">● 我々は、一貫した、市場参加者の意思決定に有用な情報を提供し、かつ、TCFDの枠組みに基づく義務的な気候関連財務開示へ、国内の規制枠組みに沿う形で向かうことを支持する	

コーポレートガバナンス・コードの改訂

- フォローアップ会議(「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」)では、日本企業の環境変化への対応力の向上により、企業価値を高め、内外の投資家の評価を得るため、コード改訂に向け審議を行い、4月6日に取りまとめ
- これに基づき、東京証券取引所はパブリックコメント手続を経て、以下の内容の改訂版コーポレートガバナンス・コードを6月11日に公表

改訂の主なポイント

1. 取締役会の機能発揮

- プライム市場上場企業において、**独立社外取締役を3分の1以上選任**(必要な場合には、**過半数の選任**の検討を慫慂)
- **指名委員会・報酬委員会の設置**(プライム市場上場企業は、独立社外取締役を委員会の過半数選任)

2. 企業の中核人材の多様性の確保

- **管理職における多様性の確保(女性・外国人・中途採用者の登用)**についての考え方と測定可能な自主目標の設定

3. サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)に関する開示の充実

- **プライム市場上場企業において、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実**

(注)その他の主な改訂項目

- 親子上場: **プライム市場に上場する「子会社」において、独立社外取締役を過半数選任又は利益相反管理のための委員会の設置**
- 株主総会関係: **プライム市場上場企業において、議決権電子行使プラットフォーム利用と英文開示の促進**

ディスクロージャーワーキング・グループ

- 近年、企業を取り巻く経済社会情勢に以下の変化
 - ・ 企業経営におけるサステナビリティの重視
 - ・ コロナ後の企業の変革に向けたコーポレートガバナンスの議論の進展 等
- こうした中、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について幅広く検討

(参考)成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)抜粋

金融審議会において、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する開示制度の在り方について、サステナビリティやガバナンスに関する開示を含め幅広く関係者の意見を聞きながら総合的に検討する。

主要な
検討事項

サステナビリティに関する開示

- 気候変動対応
- 人的資本への投資 等

ガバナンスに関する開示

- 取締役会等の活動状況 等

※ 監査に対する信頼性の確保など、上記以外の事項についても、関係者の意見を伺いつつ検討